

令和元年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和元年10月30日

午後4時00分 開議

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

令和元年第1回津軽広域水道企業団議会定例会

開催日時 令和元年10月30日(水) 開会 午後4時00分
閉会 午後4時36分
開催場所 津軽広域水道企業団 大会議室
提出議案目録 別紙のとおり
議事日程 別紙のとおり

《出席議員》 (9名)

1番 弘前市副市長 鎌田雅人議員	7番 田舎館村長 鈴木孝雄議員
2番 黒石市長 高樋憲議員	8番 板柳町長 成田誠議員
3番 五所川原市長 佐々木孝昌議員	9番 鶴田町長 相川正光議員
4番 平川市副市長 古川洋文議員	10番 つがる市副市長 倉光弘昭議員
6番 藤崎町長 平田博幸議員	

《欠席議員》 (1名)

5番 青森市長 小野寺晃彦議員

《地方自治法第121条による出席者》

企業長 櫻田宏	代表監査委員 菊地直光
副企業長 長尾忠行	監査委員 長谷川勝則
副企業長 福島弘芳	
事務局長 加藤和憲	西北事業部長 對馬繁樹
津軽浄水課長 佐藤克嗣	西北総務課長 杉野森登一
	西北工務課長 白戸光治
	西北浄配水課長 外崎博幸

《議会事務局出席職員》

書記長 津軽総務課長 千葉亨 書記 津軽総務課主幹 小田切峰

《職務のため出席した事務局職員》

津軽浄水課総括主幹 寺山富士義	西北総務課長補佐 中野雅仁
津軽浄水課総括主幹 山田章永	
津軽総務課総括主査 齊藤英樹	

令和元年第1回 津軽広域水道企業団 議会定例会 提出議案目録

(令和元年10月30日)

議案第1号 令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算 (第1号)

議案第2号 平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び
決算の認定について

議案第3号 津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
の一部を改正する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例案

企業長報告 2件

報告第1号 平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書
について

報告第2号 平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計資金不足比率の報告
について

監査報告 2件

津広水監発 第2号 定期監査の結果に関する報告書の提出について

津広水監発 第3号 月例現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

令和元年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和元年10月30日 午後4時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第1号 令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第2号 平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び
決算の認定について

議案第3号 津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例の一部を改正する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例案

議事日程第5の議事

1 提案理由の説明

2 議案に対する質疑・討論・表決

午後4時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和元年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 前回の議会定例会後に、議員の異動がありましたのでご紹介いたします。

本年4月、板柳町長に再選されました成田誠氏が議員に再任されました。

○8番（成田誠議員） よろしくお願ひいたします。（成田議員一礼）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回改選のありました議員の議席を、会議規則第3条第2項の規定により、8番に成田誠議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

7番鈴木孝雄議員、8番成田誠議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（千葉亨） 諸般の報告

一 企業長提出議案 議案第1号から議案第4号の以上4件

一 企業長報告 報告第1号及び報告第2号の以上2件

一 監査報告 津広水監発第2号及び津広水監発第3号の以上2件 以上。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第1号から議案第4号までの以上4件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和元年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和元年度 津軽広域水道企業団水道事業会計 補正予算（第1号）」についてであります。

内容は、津軽事業部水道用水供給事業では、新たな 債務負担行為として、脱水汚泥処分業務委託にかかる限度額 2,426万6千円を、また脱水汚泥収集運搬業務委託にかかる限度額 1,941万3千円をそれぞれ設定しようとするものであります。

また、西北事業部水道事業では、企業債借入利率の減等により、水道事業収益を904万1千円、水道事業費用を1,103万6千円それぞれ減額しようとするものであります。また、資本的収支において、水道施設建設事業の増加に伴い、資本的収入及び支出を1,800万円それぞれ増額しようとするものであります。

議案第2号は、「平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

初めに、地方公営企業法 第32条第2項に基づく平成30年度の利益の処分について、津軽事業部水道用水供給事業においては、3億4,332万311円を資本金に組み入れし、7億4,104万5,177円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

また、西北事業部水道事業においては、5,233万372円を資本金に組み入れし、6,882万4,356円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、平成30年度決算の概要についてご説明いたします。

まず、津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明申し上げます。

用水供給の状況についてであります。年間用水供給量は、2,151万5,810立方メートルで、前年度との比較では15万1,094立方メートル、0.7%の減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額 25億1,391万2,394円に対し、支出決算額は、17億6,184万7,667円となっており、消費税抜き後の額で、7億4,104万5,177円の当年度純利益が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額 1億4,300万円に対し、支出決算額は、7億3,013万7,096円となっており、収支差し引きの不足額 5億8,713万7,096円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補てんをいたしております。

次に、西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。

平成30年度における給水の状況についてであります。年度末における給水戸数は1万3,620戸、給水人口は2万9,832人で、これに対する有収水量は271万2,336立方メートルで、前年度との比較では2.14%の減となっております。

次に、収益的収入及び支出についてであります。収入決算額9億9,670万6,618円に対し、支出決算額は、8億5,996万8,026円となっており、消費税抜き後の額で、6,882万4,356円の当年度純利益が生じております。

引き続きまして、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額20億2,537万5,083円に対し、支出決算額は、25億1,232万8,163円となっており、収支差し引きの不足額4億8,695万3,080円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補てんをいたしております。

議案第3号は、「津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例案」についてであります。

その内容は、学校教育法の一部改正により専門職大学が制度化されたことに伴い、関係規定を整備するなど、所要の改正をするものであります。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」についてであります。

その内容は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、関係規定を整備するため、所要の改正をするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議のうえ、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（高樋憲議員） 福島副企業長。

○副企業長（福島弘芳） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案しております議案第1号「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」及び議案第2号「平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る10月7日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。

まして、西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「令和元年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」を審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲）

私からは、議案第1号のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業について、補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております、令和元年度補正予算書の1頁をお開き願います。

第2条債務負担行為につきまして、予算第1章第6条に定めた債務負担行為に、「脱水汚泥処分業務委託」の令和元年度から令和2年度までの債務負担行為限度額 2,426万6千円及び「脱水汚泥収集運搬業務委託」の令和元年度から令和2年度までの債務負担行為限度額 1,941万3千円を新たに追加するものです。

脱水汚泥処分業務委託及び脱水汚泥収集運搬業務委託は、これまで、長期継続契約により4月1日から業務を開始しておりましたが、実際に処分する時期が4月下旬になることから、長期継続契約になじまないとの指摘がありました。しかし、汚泥脱水機の稼働により、通年で処理対象となる脱水汚泥が発生するため、年度開始時からの処理体制を確立させる必要があります。また、処分場側が年度初めに作成する年間処理計画に盛り込まれなければ、処理能力により受け入れ不能となる可能性もあることから、業務委託期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を設定し、今年度内での契約を行うものです。

以上で、議案第1号補正予算（第1号）のうち、第1章津軽事業部水道用水供給事業についての補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹）

私からは、第2章西北事業部水道事業について補足説明を申し上げます。補正予算書の2頁をお開き願います。

第3条収益的収入及び支出につきまして、予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入の第1項営業収益を100万8千円、第2項営業外収益を803万3千円それぞれ減額し、第1款水道事業収益の総額を10億5,324万3千円に改めようとするものであります。主なものとして、営業収益は、児童手当に要する

構成団体からの繰入金を営業外収益へ科目異動し、営業外収益は、平成30年度の企業債借入利率が当初予定利率を下回ったため、これに要する構成団体からの繰入金を減額しようとするものであります。

続きまして 支出の第1項営業費用を415万5千円、第2項営業外費用を688万1千円それぞれ減額し、第1款水道事業費用の総額を9億3,275万7千円に改めようとするものであります。営業費用は、人事異動による職員数の減により、給与費を減額し、営業外費用は、平成30年度の企業債借入利率が当初予定利率を下回ったため、支払利息を減額しようとするものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出につきまして、予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、収入の第3項出資金を1,800万円増額し、第1款資本的収入の総額を24億1,349万3千円に、支出の第1項建設費を1,800万円増額し、第1款資本的支出の総額を30億2,162万1千円にそれぞれ改めようとするものであります。これは、特定広域化事業のうち、鶴田地区から浪岡地区に埋設されている送水管の通水試験工事等と、受水池・車力調整池・筒木坂配水池の積算業務を行おうとするものであります。これにより、予算第2章第4条本文カッコ書に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補てん財源をそれぞれ改めようとするものであります。

次に、第5条予定支出の各項の経費の金額の流用については、「建設費と建設改良費の間」を加えようとするものであります。

最後に、第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費を508万8千円減額し、総額を1億7,887万円に改めようとするものであります。以上で補正予算の説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲）

議案第2号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するものであります。私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてご説明いたしますので、お手元に配布しております「平成30年度津軽広域水道企業団水道事業会計決算書」の7頁をお開き願います。

平成30年度末の未処分利益剰余金 10億8,436万5,488円のうち、平成29年度の純利益から、減債積立金として使用した 3億4,332万311円を資本金に組み入れしようとするものであります。また、平成30年度の純利益である 7億4,104万5,177円は、起債の償還にあてるため、減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明いたしますので、決算書の1頁・2頁にお戻りください。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。上の表の収入の第1款用水供給事業収益は、決算額 25億1,391万2,394円となり、予算額に比べ 4,588万9,394円の増となりました。このうち、第1項営業収益は、決算額 21億3,251万2,060円となり、予算額に比べ 2,366万3,940円の減となりました。

第2項営業外収益は、決算額 3億1,558万1,745円となり、予算額に比べ 373万4,745円の増となりました。これは、電力売却収入が予算額に比べ約384万円の増となったためであります。

また、当初予算には計上していなかった、第3項特別利益は、決算額 6,581万8,589円となりました。これは、水道用薬品メーカーの談合による、ポリ塩化アルミニウムの価格調整に係る損害賠償金となっております。

次に下の表の支出についてご説明申し上げます。

第1款用水供給事業費用は、決算額 17億6,184万7,667円となり、不用額は 2億2,370万1,333円となりました。このうち、第1項の営業費用は、決算額 16億888万6,636円となり、不用額は 2億2,370万1,333円となりました。不用額の主なものは、委託料、薬品費、修繕費、受託工事費であります。

第2項の営業外費用は、支払利息、消費税等納付税額などで決算額 1億5,296万1,031円となりました。

決算書の5頁、損益計算書をお開き願います。下から3行目にありますとおり、税抜き後の当年度純利益は、7億4,104万5,177円となっております。

決算書の3頁・4頁にお戻りください。資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず、上の表の収入の第1款資本的収入は、決算額 1億4,300万円となり、予算額に比べ 1億8,875万2,000円の減となりました。このうち、第1項の企業債が、決算額 4,300万円、第2項の工事負担金は、予算執行なし、第3項の投資有価証券売却収入が、決算額 1億円となりました。

次に、下の表の支出の第1款資本的支出は、決算額 7億3,013万7,096円となり、不用額は2億6,469万2,904円となりました。このうち、第1項 建設改良費は、決算額 1億8,681万6,785円となり、翌年度繰越額 8,000万4,000円を除いた不用額は 2億6,468万3,215円となりました。不用額の主なものは、場外電気計装設備更新（2期）工事、青森受水池外電磁流量計更新工事、取水水質観測装置更新工事、水管橋耐震補強工事などの工事請負費であります。この建設改良工事の内訳につきましては、決算書の12頁をお開き願います。上の表に記載していますが、主なものは、場外電気計装設備更新（2期）工事など計3件となっております。

決算書の3頁・4頁にお戻りください。

支出の第2項投資有価証券は、決算額2億円となりました。第3項企業債償還金は、決算額 3億4,332万311円となり、不用額 9,689円となりました。

以上のことから、表の欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5億8,713万7,096円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,101万9,550円、減債積立金 3億4,332万311円及び過年度分損益勘定留保資金 2億3,279万7,235円をもって補てんしております。

以上で、第1章 津軽事業部 水道用水供給事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（對馬繁樹）

私からは、第2章西北事業部水道事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてであります。決算書の32頁をお開き願います。平成30年度の剰余金の処分についてであります。表の右端に記載している未処分利益剰余金 1億2,115万4,728円は、減債積立金として使用した額 5,233万372円を資本金へ組み入れ、当年度純利益 6,882万4,356円を企業債償還のために減債積立金へ積立てしようとするものであります。

続きまして、決算についてご説明いたしますので、26・27頁にお戻りください。

初めに、（1）の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が 9億9,670万6,618円となり、予算額に比べ、383万3,618円の増となりました。増となった主なものは、薬品談合による和解金を特別利益として収入したためであります。

次に、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用は、決算額が8億5,996万8,026円となり、不用額は4,815万7,974円となりました。不用額の主なものは、給与費・修繕費・委託料であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、28・29頁をお開き願います。

収入の第1款資本的収入は、決算額が20億2,537万5,083円となり、予算額に比べ、1,364万5,917円の減となりました。減となった主なものは、特定広域化施設整備事業の財源である出資金であります。

次に、支出の第1款資本的支出は、決算額が25億1,232万8,163円となり、不用額は、2,931万5,837円となりました。不用額の主なものは、建設費の配水施設費及び建設改良費の営業設備費であります。

これにより、表の下に記載しております資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億8,695万3,080円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,650万4,548円、減債積立金5,233万372円、及び過年度分損益勘定留保資金3億6,811万8,160円をもって補てんしております。

続きまして、事業内容の報告をいたしますので、35頁をお開きねがいます。

アの給水状況ですが、平成30年度末の給水戸数は、1万3,620戸、給水人口は、2万9,832人で、普及率は86.67%となっております。有収水量は、271万2,336立方メートルで、有収率は80.08%となっております。

次に、イの建設事業の状況ですが、(ア)の水道施設建設事業では、事業費16億3,235万921円をもって、つがる市に、1,027.6メートルの送水管と、3,055メートルの配水管を布設したほか、受水池、調整池、配水池の造成・基礎杭工事を行いました。

(イ)の水道施設改良事業では、事業費6億1,045万7,601円をもって、つがる市に3,546.4メートル及び五所川原市に2,905.7メートルの配水管を布設替えしたほか、月見野浄水場No.3取水ポンプ取替工事等を行いました。

最後に、ウの経営収支の状況ですが、収益的収支では、税抜きの収入総額9億948万4,499円に対し、支出総額は、8億4,066万143円となり、収支差し引きで、6,882万4,356円の当年度純利益が生じました。

以上で、西北事業部水道事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第3号「津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲）

議案第3号について補足説明を申し上げます。

学校教育法の一部改正により専門職大学が新たに制度化されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関する規定に、専門職大学の前期課程修了者を追加するなど、必要な改正をしようとするものであります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲）

議案第4号について補足説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことを受け、その条項を引用している規定について、必要な改正をしよう

うとするものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議されました案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ごあいさつがあります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和元年第1回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和元年度補正予算、平成30年度決算及び条例案につきまして、慎重にご審議を賜り、全議案議了、原案のとおりご決定いただきました。誠にありがとうございました。心配された台風による影響も少なく、豊かな出来がきっとなるものと期待しております。議員の皆様方におかれましては、時節がら、くれぐれも健康にはご留意のうえ、ご活躍されますようお祈り申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和元年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後4時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長

(黒石市長)

高 樋 憲

7 番署名議員

(田舎館村長)

鈴 木 孝 雄

8 番署名議員

(板柳町長)

成 田 誠